

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人
横芝光町社会福祉協議会

【法人運営事業】

○運営基盤の充実

1. 役員会等の開催

必要に応じ、理事会、監事会、評議員会、各種委員会を開催する。

2. 研修会への参加

研修会等への参加により役職員のスキルアップ、経営基盤並びに組織強化の充実を図る。

3. 人事評価制度の実施

能力評価・業績評価により、職員の人材育成及び能力開発に資するとともに、将来想定される昇格・昇給への反映を見据えた基盤とする。

○財政基盤の強化

1. 社会福祉協議会会員募集

本会の理解と普及に努め、会員の増強と安定強化を図る。

- ・ 一般会員：町内各世帯
- ・ 特別会員：社会福祉施設・福祉団体
- ・ 賛助会員：会社・事業所及び本会の趣旨に賛同する者

○行政・団体等との連携

1. 関係機関・団体等との協働体制の推進

社会福祉行政機関や社会福祉施設、福祉サービス事業者、地区社会福祉協議会、ボランティアなどの社会福祉に関する活動を行う団体と協働して、地域福祉の推進に当たることができるように連携を深める。

【広報啓発事業】

○住民への福祉のPR

1. 広報紙の発行

広報紙「社協よこしばひかり」を年3回発行し、情報の提供及び社会福祉への理解と協力を得るための啓発活動を行う。

2. ホームページの有効活用

社会福祉協議会や福祉の情報等をリアルタイムで掲載し、情報提供、広報啓発に努める。

3. 福祉のつどいの開催

社会福祉の発展に寄与された方々を表彰するとともに、福祉活動事例を紹介し、住民の福祉に対する理解を深める。

【地域福祉活動の推進】

○地区社会福祉協議会活動の推進

- ・地域福祉の中核となる大総・横芝（7分会を含む）・上堺・日吉・南条・東陽・白浜の各地区社会福祉協議会に対し、情報提供等を行うとともに事務事業を支援し、地域福祉活動を推進する。
- ・各地区社会福祉協議会役員会議の開催

○地域福祉活動計画策定事業

町で策定する地域福祉計画にあわせ、地域の問題やニーズに対し地域住民、ボランティア・福祉関係者などが協働し、近隣で助け合う地域づくりの仕組みを構築するため計画の策定を進める。

○地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの生活支援サービスを進めるため、見守り・安否確認、家事援助等、住民同士が支えあうシステムを推進する。

○地域福祉フォーラム設置推進

地域福祉に関する様々な分野の団体や個人が参加、協働し「地域づくりのあり方・取り組み方」を考えていく場づくりを推進する。

○ボランティア活動の推進及び同連絡協議会活動支援

1. ボランティア活動推進

ボランティア活動を推進するため、活動の支援、情報提供、人材の発掘・育成、ボランティア養成講座等を行う。

2. ボランティア連絡協議会の運営支援

- ・ボランティア連絡協議会の運営を支援するため、必要な援助を行う。
- ・ボランティアを必要としている方や福祉施設・団体からの相談、活動に参加したい個人・グループボランティアとの連絡調整を行う。
- ・ボランティアルームの支援を行い充実を図る。

開設日：毎月第2・第3・第4金曜日

○ふれあいサロンの推進

小地域で高齢者、障害者、子育て中の親等が気軽に集まり、ふれあいをおして生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げるための場として「ふれあいサロン」の展開を推進する。

○相談事業

住民の日常生活上のあらゆる悩みを持つ方の相談に応じて、個々の問題解決を図り、または関係機関への連絡斡旋を行うとともに適切な助言と援助指導を行い、住民の福祉の増進を図る。

【一般相談】（心配ごと相談）

開催日 毎月第2・第4火曜日

時間 午後1時30分～午後4時

場所 第2火曜日：文化会館、第4火曜日：町民会館

【法律相談】（弁護士相談）

開催日 毎月第1・第3火曜日

時間 午後1時30分～午後4時 1組30分 1回5組

場所 第1火曜日：文化会館、第3火曜日：町民会館

○子どもの遊び場の管理

横芝地区にある子供の遊び場（本町・古川・鳥喰新田）の遊具を点検し、子供が安心して遊べる場の提供を図る。

【福祉教育の推進】

○福祉体験学習会、福祉教育講座等の開催

福祉の心やボランティア活動に取り組む実践力を育むため、町内の児童・生徒、住民を対象に福祉体験学習会、福祉教育に関する講座等を開催する。

○福祉のまちづくり標語・作文・ポスター募集

児童・生徒から福祉に関する標語・作文・ポスターを募集し、福祉意識の高揚を図るとともに、入選作品を公共機関等に展示し、町民の福祉意識を醸成する。

○福祉教育推進校の指定と助成

時代を担う児童・生徒の福祉の心を育てるため、福祉教育推進校を指定し、学校現場や関係機関との連携を密にするとともに効果的な事業を展開し、併せて助成を行う。

【援護事業】

○歳末たすけあい見舞

要援護世帯及び75歳以上の高齢者世帯に見舞金・見舞品を贈る。

○小川基金見舞金

(故)小川一朗氏の浄財で設立した小川基金を財源に、低所得世帯に見舞金を贈る。

○応急援護

災害救助法の適用に該当しない程度の災害・風水害・地震・その他の自然災害による被災者で、早急に援護を必要とする方に見舞金等を支給する。

○貸付事業

1. 生活福祉資金貸付相談、申請業務 ※県社協委託事業

千葉県社会福祉協議会で行う生活福祉資金貸付制度の利用相談、申請等貸付事務を行う。

2. 福祉資金貸付 ※町社協事業

低所得世帯等に対して資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に相談や貸付を行う。

3. 高額療養費及び高額介護サービス費貸付 ※町社協事業

低所得者の被保険者等が高額の療養費の支払が困難なとき、資金の貸付を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に相談や貸付を行う。

【高齢者及び障害者福祉事業】

○福寿会（町委託）

70歳以上のひとり暮らしでとじこもりがちな方を招待し、孤独感の解消と健康管理を行い、福祉の向上を図る。

【開催回数】 毎月1回

【内 容】 食事サービス・レクリエーション
血圧測定・健康相談など

○外出支援サービス（町委託）

家庭において送迎することが困難で、町の認定を受けた高齢者や障害者等を、医療機関への通院や公的機関等社会参加のための送迎サービスを行い福祉の向上を図る。

【対象者】 介護保険認定者・身体障害者(児)

【利用回数】 月3回まで 透析：月6回まで

○福祉カーの貸付（町委託）

高齢者や心身障害者(児)等の外出に使用する場合に、リフト付ワゴン車を貸し出し、社会参加促進と福祉の向上を図る。

○車いす貸出

一時的に車いすが必要になった方に車いすを貸し出すことにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資する。

○地域活動支援センター「たんぼぼ」管理運営（町委託）

心身に障害があり雇用されることが困難な15歳以上の方で、通所できる方に対し、設備を提供して作業を行うとともに生活指導を併せて行い自立を助ける。

【対象者】在宅の心身障害者(児)で、介護を要せず通所可能な15歳以上の方

【内容】製品の仕上げ、EMボカシづくり及び販売、生活指導、レクリエーションへの参加

○日常生活自立支援事業（すまいる） ※県社協委託

・福祉サービス利用援助・財産管理サービス・財産保全サービス

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方に、日常的な金銭管理等を行い、地域で生活できるよう支援する。

【対象者】高齢者や障害者で、利用に必要な契約内容を理解できる方

○声の広報サービス

ボランティアにより町広報紙などをカセットテープに録音し、目の不自由な方や高齢者に届けるとともに公共施設等に置き、貸し出しを行う。また、社会福祉協議会ホームページ上で音声サービスも行う。

○身体障害者（児）交流事業

町内の身体に障害をお持ちの方を対象にニーズ把握と交流会等を開催する。

【団体活動支援等】

○赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動

千葉県共同募金会横芝光町支会事務及び赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動を行う。

○日本赤十字社町分区事業の推進

- ・日本赤十字社千葉県支部横芝光町分区事務及び社員募集(社資募集)
- ・横芝光町赤十字奉仕団活動の推進

○福祉団体活動の推進

- ・生き生きクラブ活動推進
事務事業を支援し、生き生きクラブ活動を推進する。
- ・福祉団体への助成金交付

○戦没者遺族会事業協力（遺族会靖国神社参拝協力）

- ・町内在住の戦没者遺族を対象に靖国神社参拝を実施する。

【介護保険事業（公益事業）】

○居宅介護支援事業

在宅の要介護者等が介護保険サービスを適切に利用できるように、居宅介護支援計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行い、居宅介護の充実を図る。